

参加無料！

利根の桜の花みこし 参加者募集！！



日時 **3月21日（水・春分の日）午前9時～**

（パレードは14時開始予定）

場所 **役場1階イベントホール**

花をつかって、花を咲かせて！ みこしをつかって、みこしを担ぐ！

春だ！桜だ！花みこしだ！

とね元氣塾では、日比野克彦塾長による『利根の桜の花みこし』を開催します。当日は、日比野塾長と一緒に、紙でつくったお花で“花みこし”を飾り付け、完成した花みこしを担いで、みんなで桜づつみをパレードします！小さなお子様から大人まで、誰でも参加できます。事前に申し込みされた方には、イベント当日に参加記念品を差し上げます。数量限定ですので、お申し込みはお早めに！ **※昼食は、各自で用意ください。**

期間：**3/1（木）～3/20（火）**

午前9時～午後5時 ※土日は除く

「**みこしの花づくり**」にご協力ください。

3月21日のイベント当日に向けて、役場イベントホールに「みこしの花づくりコーナー」を設置します。お花紙をジャバラに折って、開いて、桜に見立てた紙のお花をたくさんつくってください。

小さなお子さまでも簡単に作れます。ぜひご参加ください！目標は10,000個！さあ、みんなで作ろう！

3/21（水）利根の桜の花みこし 事前申し込み方法

参加ご希望の方は、氏名（グループで参加の場合は代表者）、年齢、参加人数を明記の上、下記までお申し込みください。

▶メールでの申し込み citypro@town.tone.lg.jp

▶電話での申し込み ☎0297-68-2211 内線221

▶電子申請でもかんたんに申し込みできます。

申し込み期限

3/20（火）

17時まで



QRコードを読み込み、必要事項を入力してください。



詳しくは、町公式ホームページをご確認ください。

問い合わせ先 企画課 シティプロモーション係 ☎68-2211（内線221）

高度処理型浄化槽 設置費の一部助成のご案内

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、下水道事業計画区域以外の地域または、下水道事業計画区域内の下水道の整備が当分の間、見込まれない地域に設置する高度処理型浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）の設置費用の一部を助成します。

【必要書類】

- ・補助金交付申請書
- ・案内図 ・平面図
- ・排水経路図
- ・工事見積書の写し
- ・建築確認済証の写し、または浄化槽設置届出書の写し
- ・登録浄化槽管理票（C票）
- ・登録証の写し
- ・保証登録証
- ・浄化槽設備士免状の写し
- ・浄化槽工事業者届出書の写し
- ・放流同意書（写し）
- ・浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し

申し込み・問い合わせ先

役場環境対策課 ☎68-2211（内線258）

区分による限度額

高度処理型浄化槽区分 （環境配慮型浄化槽に限る）			限度額
窒素又は りん除去型	転換	5人槽	645,000円
		7人槽	772,000円
		10人槽	959,000円
	新築	5人槽	533,000円
		7人槽	644,000円
		10人槽	787,000円

【申請期間】

4月2日（月）～4月13日（金）（土・日曜日は除く）
午前8時30分～午後5時15分

（ただし、正午から午後1時までの時間を除く）

※予算範囲を超えた申請があった場合は、抽選にて決定します。

抽選日時などは、後日連絡します。また、申請が予算範囲を超えなかった場合は、4月16日（月）以降も随時、申請を受け付けます。ただし、予算範囲内での先着順になります。

【その他】

・浄化槽の工事期間は、補助金交付決定後から平成31年2月までです。

・補助金交付に係る平成30年度予算は、現在、利根町議会で審議中であり、議会の議決により決定します。

対象者 学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などかつ、ご本人の前年所得が下記計算式で計算した金額以下であること。

所得の目安 118万円＋（扶養親族等の数×38万円）

承認期間 4月～翌年3月



申請の流れ
日本年金機構から、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方に對して、3月末～4月始めに基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が届きます。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送する必要があります。

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし学生の方は、一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

することにより、平成30年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）なお、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、土浦年金事務所国民年金課へお問い合わせください。

年
金
情
報

あ
れ
こ
れ

国民年金保険料
学生納付特例制度のご案内

支援の際のポイント

保護者などの支援者が一緒にいる時は、支援者の希望を聞いてください。

- 避難誘導は、安心感（信頼）を得てから、できるだけ手をつないで行動を！
平静さを装っていても心の中は不安でいっぱいになってます。優しい声や態度で手を差し伸べてくれるように接してください。手をつないでくれたら、信頼された証拠です。手の温もりが本人に安心感を与えます。
- 環境の変化などのストレスで病状の悪化により、混乱（パニック）を起こした際には穏やかに優しく話しかけ、常備薬を携行していれば、医療関係者に連絡し、対応してください。
- 混乱（パニック）状態に陥っている時は、穏やかな口調で話しかけ、安全な場所に移動するよう促してください。
- 自分で何でも良く出来る人と思った時でも、温かく見守り、いつでも「お手伝い」出来るような心構えで行動してください。

障害児者サポート手帳

障がいの種別・程度、病歴、かかりつけ医、服薬内容などを記入する手帳です。平常時から記入しておくことでスムーズな支援・受診に役立ちます。症状の経過を記入するページもありますので、災害時だけではなく普段の通院の際にも便利です。役場福祉課の窓口で配布しています。

問い合わせ先 利根町地域自立支援協議会事務局（役場福祉課内）

☎68-2211（内線343）



声かけは「大丈夫ですよ」「一緒にいましょう」！
自分から態度を示さないで、自然な態度で行動してください。
●異常な行動（大声とか、手を振り回す）は不安からです。静かに見守ってください。その上で、安心感を与えながら、周りから遠ざけ、避難誘導してください。
●落ち着いたら、短く、分かりやすく状況説明をしてください。
●服薬していれば異常行動は少ないです。ただ、薬を携行しているかは確認が必要です。

災害時に役立つ掲示板 ～精神障害のある方を支援する時～